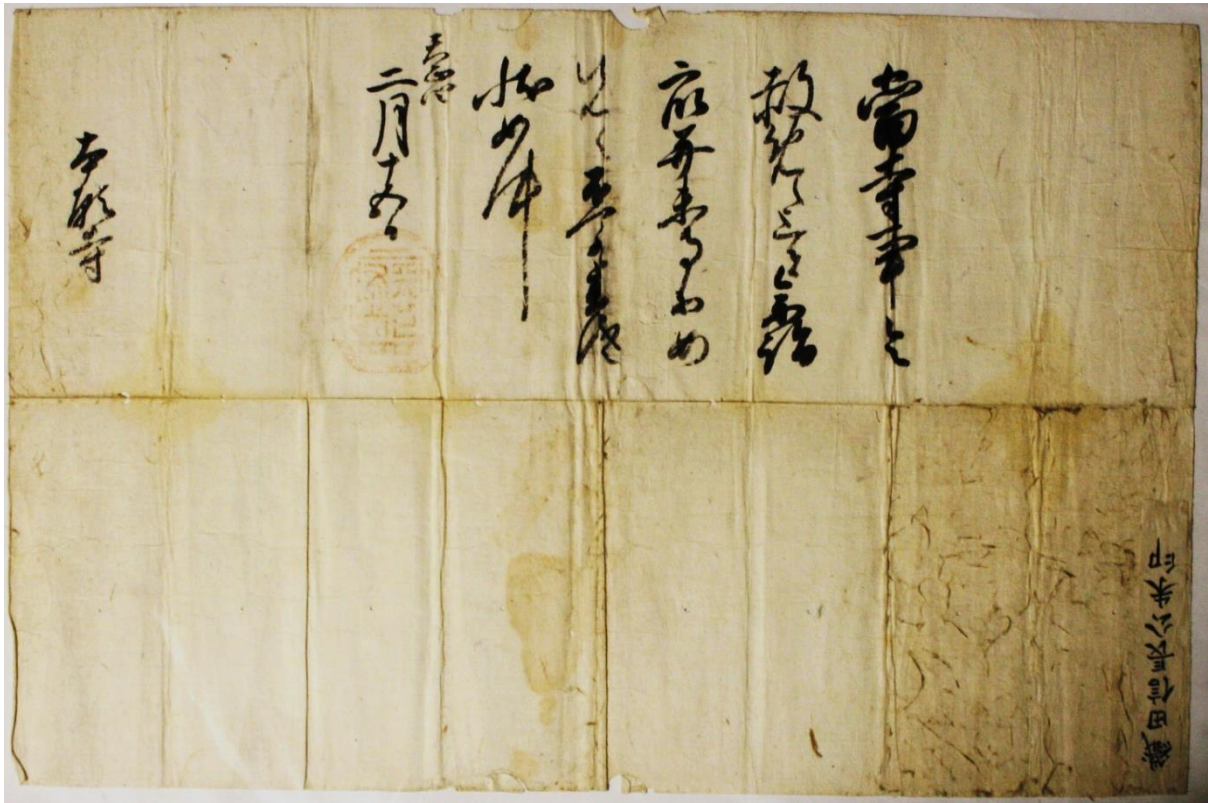


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 7

請求番号	P09702	文書番号	1592-3	年代	天正4年(1576)
史料名	織田信長朱印状				
形態	状	複製	あり・なし	(展示利用レプリカ、デジタル画像)	
備考	寄贈の古文書(八木健次家文書) 『ぐんまの古文書 続編』に掲載				
史料概要	<ul style="list-style-type: none"> ・織田信長と石山本願寺・各地の一向一揆は、元亀2年(1570)から天正8年(1580)まで抗争を続けていた(石山戦争)。この史料は、その最中に信長が本願寺を「赦免」(罪をゆるすこと)したので、参詣衆及び末寺(各地の一向宗寺院)などが不穏な動きを起こさないように、信長が本願寺に命じた文書である。 ・教科書にも記載されている「天下布武」の印判をみることができる。 ・当館には、本願寺が年始の挨拶で太刀・馬を信長に献上したことに対する礼状である織田信長黒印状(P09702 1592-10)もある。 				
指導要領(内容)との関連	<小 6> (2) -ア- (カ) 織田・豊臣の天下統一 <中 歴> B- (3) -ア- (ア) 織田・豊臣による統一事業 <高日探> B- (2) -ア- (ア) 中世の特色を示す歴史資料を読む C- (1) -ア- (ア) 織豊政権の政治・経済政策				
活 用 例					
活用単元	織田・豊臣による統一事業				
活用場面	織田信長の統一事業を学習する導入部分での活用。または、学習中の「天下布武」や仏教勢力との対抗について追究する場面での活用。				
活用方法	積文と読み下し文も提示することで、織田信長から本願寺へ宛てた書状であることを確認させることができる。また、本願寺が一向宗(浄土真宗)の宗教勢力であったことに触れることで、信長が統一事業の過程で、中世に強い力をもっていた仏教勢力をおさえたことを理解することができる。児童生徒の実態に応じて、積文と読み下し文の提示方法を工夫することで、情報を読み取る技能を高めることができる。				
予想される生徒児童の反応など	積文と読み下し文を活用することで、書かれている内容や誰から誰宛ての書状であるかを捉えやすく、信長の統一事業に関する事象への理解を深めることができると思われる。また、レプリカなどを活用することで、教科書や資料集で目にする機会が多いと思われる「天下布武」について、興味関心を高めることができると思われる。				

織田信長朱印状 (P09702 1592-3) 天正4年



織田信長朱印状 (天正四年・一五七六)	〔釈文〕	当寺事、令 ^レ 二	赦免 ^一 候上者、参詣	衆并末寺等、如 ^二	先々 ^一 不 ^レ 可 ^レ 有 ^二 異儀 ^一 候	状、如 ^レ 件、	天正四	二月十五日 (信長朱印)	本願寺	〔読み下し文〕	当寺の事、赦免せしめ候上は、参詣衆ならびに末寺等、	先々の如く	異儀あるべからず候状、件の如し、	天正四	二月十五日 (信長朱印)	本願寺
---------------------	------	----------------------	------------------------	----------------------	--	---------------------	-----	--------------	-----	---------	---------------------------	-------	------------------	-----	--------------	-----